

別紙

諮問第941号～第942号、第948号～第950号

答 申

1 審査会の結論

「都立〇〇高校の学年会議録にある『基本訓練を入れるよう』都教委から指示した文書」ほか9件について、不存在を理由として非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、異議申立人が行った別表に掲げる開示請求に対し、東京都教育委員会が平成27年1月30日付け及び同年3月23日付けで行った各非開示決定について、それぞれその取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立書及び意見書における異議申立人の主張を要約すると、以下のとおりである。

ア 「〇〇高校平成26年9月〇日付2学年会議録の『4』宿泊訓練に『都教委より訓練の初めに基本訓練を入れるように』とある。この基本訓練（教練ということもあり）（注 行進、整列、敬礼）を入れるよう都教委から〇〇高校に言ってきた（指示してきた）文書（電子メールを含む。）。口頭の場合は記録したもの」（以下「本件開示請求1」という。）について、平成26年9月〇日付2学年会議録には、「基本訓練（整列・行進訓練が中心）は学校側の原案にはなかったが、東京都教育委員会が入れるよう求めてきた」という趣旨の記述がある。「行進訓練を入れさせた理由」等は、共有文書はもとよりメモに至るまで、都民の前に全て明らかにされる必要がある。基本訓練と称する軍隊式行進の実施は、自衛隊、東京都教育委員会及び〇〇高校による三者で合意したということではなく、国家主義的思想を持つ東京都教育

委員会高校教育指導課がこだわり、強引に〇〇高校に押し付けていると考えられ、軍事色の濃い内容を口頭のみで〇〇高校に対して言ったということは、常識では考えられない。

イ 「〇〇高校平成26年9月〇日付2学年会議録の『4』宿泊訓練に『校長からの話：明日（9月〇日）朝2組に集合させる。半数以上の生徒が行きたくないと言っている状況で』とある。この『9月〇日、朝、2組で』〇〇校長や〇〇主幹教諭が話をした原稿と自衛隊訓練に関する資料（11頁建てでクラス・氏名の書く欄のある実施要項を除く。）を生徒に配布したら、その配布物」（以下「本件開示請求2」という。）について、平成26年9月〇日付2学年会議録に「半数以上の生徒が行きたくないと言っている」と記述されており、深刻な状況を受けての9月〇日の学年集会なのだから、反対する保護者、住民を前に〇〇校長らが裁判も警戒し、慎重に原稿を用意することは十分に考えられることから、文書は存在するはずである。また、自衛隊訓練の意義（参加者を増やすために）を宣伝する文書を作成した可能性も十分に考えられる。

ウ 「自衛隊連携宿泊防災訓練の功績により文部科学省や東京都教育委員会の表彰を受けた教職員の推薦書」（以下「本件開示請求3」という。）及び「都立〇〇高等学校〇〇氏が平成26年度文部科学大臣優秀教職員表彰式について文部科学省から受領した文書」（以下「本件開示請求4」という。）について、文部科学大臣や都教委の表彰を受けるには、必ず推薦書が必要である。税金を使って行う表彰である以上、受賞理由を明示するのは、納税者への説明責任を果たすために必須だからである。

また、東京都教育委員会において、文部科学省から送付された文書については、收受印を押し、一定年限保管するはずであることから、写しを取らずにそのまま都立学校に送付することは考えられない。

エ 「都立〇〇高校の2014年11月〇日～〇日（〇日の前泊を含む）の自衛隊武山駐屯地における宿泊防災訓練に係る以下の文書。2014年9月〇日の2学年会議録に『都教委より訓練の初めに基本訓練を入れるように』とある。この指示を受ける前の『基本訓練』の入っていない段階の〇〇高校・〇〇校長作成の上記訓練の内容の載った

文書（計画書など）」（以下「本件開示請求5」という。）について、平成26年9月〇日付2学年会議録には、「都教委より、訓練の始めに基本訓練を入れるように」と明記されているにもかかわらず、〇〇課長らは、自分達がこの軍事色の濃い行進訓練を強引に入れさせたという事実の分かる文書が世間に出ることにより、益々批判を浴びるため、自己保身から「文書はない」と嘘をついている。綿密に計画を立てているので、行進訓練の計画書等が存在しないはずがない。

オ 「都立〇〇高校の2014年11月〇日～〇日（〇日の前泊を含む）の自衛隊武山駐屯地における宿泊防災訓練に係る以下の文書。陸上自衛隊隊内生活体験申込書は、申込者の自宅住所を書くことになっているが、〇〇校長、〇〇課長は自宅住所でなく、役所の所在地を記入するという特例扱いにより、自分たちだけ自衛隊側に自宅住所をつかまれないという特権を受けている。この特権を受けるため自衛隊とやり取りした文書」（以下「本件開示請求6」という。）について、自衛隊駐屯地で訓練するには、生活体験申込書に、本来は、勤務先や学校の住所ではなく、自宅等の個人情報を書かされるが、〇〇校長は、生徒、保護者及び住民の強い要望を受け、「生徒個人情報」を自衛隊に渡さないために、勤務先の所在地を生活体験申込書に記載した。この過程では、〇〇校長、東京都教育委員会及び自衛隊の三者間において、かなりの折衝があったはずである。「生徒個人情報」を自衛隊に出す、出さないという大問題において、三者間でやり取りをした文書が存在しないはずがない。担当者の記憶のみにより、「自宅住所」又は「勤務先の所在地」の記載方法についての重要な事項を引き継ぐことは不可能であることから、マニュアル等の文書は存在するはずである。

また、「2013年度の〇〇課長の陸上自衛隊隊内生活体験申込書も自宅でなく都庁（の住所）を記入しているが、この特権扱いを受けるため自衛隊とやり取りした文書」（以下「本件開示請求7」という。）及び「2013年度、〇〇高校〇〇校長が〇〇市の自宅住所で陸上自衛隊隊内生活体験申込書を出したが、都教委が、今後は自宅住所を書かないよう指南した文書」（以下「本件開示請求8」という。）について、〇〇氏及び〇〇氏は、自分の「住所・自宅電話番号」等の個人情報を、自衛隊に知られたくないという自己保身の思いを優先するために、勤務先の所在地を生活体験申込書に記載することとして、生徒の個人情報は自衛隊に提出した。これは、わが

ままな行為であり、憲法14条の規定する「法の下での平等」に反するため、〇〇校長、〇〇氏及び〇〇氏が特別扱いを受けた理由を示す文書を開示させる必要がある。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

- (1) 本件開示請求1について、基本訓練は、防衛省自衛隊東京地方協力本部、東京都教育委員会及び〇〇高校の三者で打合せを行い、実施することを確認している。その後、〇〇高校から東京都教育委員会に対し宿泊防災訓練の実施内容について電話による確認を行ったが、基本訓練の実施について記載の漏れがあったため、東京都教育委員会が口頭で指摘を行ったものであり、その際に記録等は取っていないことから、本件開示請求1に係る公文書は作成及び取得していない。
- (2) 本件開示請求2について、〇〇高校において、平成26年9月〇日に行ったショートホームルームの際に、〇〇校長から生徒たちに訓練の意義を改めて説明したが、その際に原稿は用意しておらず、また、生徒たちに配布した資料もないことから、本件開示請求2に係る公文書は作成及び取得していない。
- (3) 本件開示請求3について、自衛隊連携宿泊防災訓練の功績により文部科学省や東京都教育委員会の表彰を受けた教職員は存在しないため、本件開示請求3に係る公文書は作成及び取得していない。
- (4) 本件開示請求4について、〇〇氏を含めて、都内の学校における表彰受賞者宛ての文書は、文部科学省から東京都教育委員会を經由し、受賞対象者本人に交付されたものであるが、東京都教育委員会においては、当該文書を交付する際に写しを取っていないことから、本件開示請求4に係る公文書は現に保有していない。
- (5) 本件開示請求5について、〇〇高校は、東京都教育委員会から訓練の概要を聞き取り本件宿泊防災訓練に係る実施要項を作成したが、「基本訓練」のっていない作成途中段階の文書については現存していないことから保有しておらず、他に本件開示請

求5に係る公文書は存在しない。

(6) 本件開示請求6及び7について、「陸上自衛隊隊内生活体験申込書」の責任者現住所欄に係る記載方法に関する自衛隊と東京都教育委員会とのやり取りは口頭で行われており、また、東京都教育委員会と〇〇高校の当該事項に関するやり取りについても口頭で行われており、その際に記録等を取っていないことから、本件開示請求6及び7に係る公文書は作成及び取得していない。

また、本件開示請求8については、上記と同様に「陸上自衛隊隊内生活体験申込書」の責任者現住所欄に係る記載方法に関するやり取りは口頭で行われ、東京都教育委員会の〇〇高校に対する当該記載方法についての説明も口頭で行っており、その際に記録等を取っていないことから、本件開示請求8に係る公文書は作成及び取得していない。

以上の(1)から(6)により、実施機関では非開示決定を行ったものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成27年 6月16日	諮問（諮問第941号～第942号）
平成27年 7月22日	新規概要説明（第161回第一部会）
平成27年 8月10日	諮問（諮問第948号～第950号）
平成27年 9月16日	新規概要説明（第162回第一部会）
平成27年11月13日	実施機関から理由説明書收受 （諮問第941号～第942号、第948号～第950号）

平成27年11月19日	審議（第164回第一部会）
平成27年12月16日	異議申立人から意見書收受 （諮問第941号～第942号、第948号～ 第950号）
平成27年12月17日	異議申立人から意見書收受 （諮問第941号～第942号、第948号～ 第950号）
平成27年12月18日	異議申立人から意見書收受 （諮問第941号～第942号、第948号～ 第950号）
平成27年12月25日	審議（第165回第一部会）

（2）審査会の判断

審査会は、実施機関及び異議申立人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 審議の併合について

諮問第941号、第942号及び第948号から第950号については、異議申立人が同一であること及び異議申立ての趣旨が関連するものであることから、審査会は、これらを併合して審議することとした。

イ 本件請求文書について

本件各異議申立てに係る各諮問における請求文書は、別表に掲げる本件請求文書1から8であり、実施機関は、本件各請求文書について、いずれも保有していないとして、不存在を理由とする非開示決定を行った。

ウ 自衛隊と連携した都立高校における宿泊防災訓練について

実施機関である東京都教育委員会は、東日本大震災の経験を踏まえて防災に対す

る意識が高まる中、生徒の自助及び共助の力を高めるなど、まず自分の命を守り、次いで身近な人を助け、さらに避難所の運営補助など地域に貢献できる人材を育成することを目的に、関係機関と連携した防災教育を平成24年度から実施している。

宿泊防災訓練は、当該防災教育の取組の一つとして、東京消防庁、日本赤十字社東京都支部及び防衛省自衛隊東京地方協力本部の協力を得て実施されており、平成26年11月に防衛省陸上自衛隊武山駐屯地において、自衛隊と連携した宿泊防災訓練（以下「本件宿泊防災訓練」という。）を実施した。

エ 文部科学大臣優秀教職員表彰について

文部科学大臣優秀教職員表彰（以下「本件表彰」という。）は、教職員表彰実施要項（平成18年9月20日文部科学大臣裁定）1条により、学校教育における教育実践等に顕著な成果を上げた教職員について、その功績を表彰するとともに広く周知し、併せて我が国の教職員の意欲及び資質能力の向上に資することを目的として実施している。また、被表彰者は、全国の国立学校、公立学校又は私立学校（大学及び高等専門学校を除く。）の教職員であって、学校教育に関し顕著な功績のあった者で同要項2条1項から4項に規定される要件を満たす者に対して行われている。

オ 本件請求文書の不存在の妥当性について

（ア）本件請求文書1から3について

本件請求文書1及び2について、審査会が実施機関に確認したところ、本件宿泊防災訓練における実施内容について、〇〇高校が東京都教育委員会へ電話による確認を行ったが、基本訓練を実施する旨の指摘を口頭で行ったものであり、文書は作成しておらず、また、東京都教育委員会と〇〇高校とのやり取りの際の記録等も取っていないとのことである。

また、平成26年9月〇日に実施したショートホームルームの際に、〇〇校長から生徒たちに本件宿泊防災訓練の意義を改めて説明したが、その際に原稿は用意しておらず、また、本件宿泊防災訓練に関する資料についても生徒たちに配布はしていないとのことである。

本件請求文書3については、実施機関の説明によれば、本件表彰に係る推薦理由に関しては、データベースで管理しているが、本件宿泊防災訓練の功績を理由

に推薦された教職員を検索したところ、そのような教職員は存在しなかったとのことである。

(イ) 本件請求文書4及び5について

実施機関の説明によると、本件表彰に係る文部科学省から送付された文書のうち、本件請求文書4に該当するものは「表彰式案内状（決定通知）」のみであるが、〇〇氏を含む本件表彰における各受賞教職員本人に対してそれぞれ原本を送付しており、実施機関として写しを取るなどはしていないとのことである。

また、本件請求文書5に関して、〇〇高校が東京都教育委員会から訓練の概要を聴取し本件宿泊防災訓練に係る実施要項（以下「実施要項」という。）を作成する際には、内容に変更等が生じた場合、その都度データを上書きして更新していることから、「基本訓練」を含まない段階の実施要項は本件開示請求時点において既に存在せず、「基本訓練」を含む内容の実施要項のみ現に保有しているとのことである。

(ウ) 本件請求文書6から8について

本件請求文書6から8について、審査会が実施機関に確認したところ、自衛隊と連携した宿泊防災訓練を実施するに当たっては、「申込団体名」、「責任者名」、「責任者現住所」等を陸上自衛隊隊内生活体験申込書（以下「本件申込書」という。）に記載の上、自衛隊宛てに送付したとのことであり、本件申込書における「責任者現住所」等の記載方法については、必ずしも自宅住所を記載しなければならない旨の規則等は存在せず、自宅住所又は勤務先の所在地を記入すれば足りるものであるとのことである。

また、実施機関は、宿泊防災訓練に関する自衛隊との打合せの際に、本件申込書に係る「責任者現住所」等に勤務先の所在地を記載することについて、特段問題がないことを確認したが、当該打合せは口頭で行ったものであり、その際に記録等は作成していないとのことである。同様に、当該打合せの内容に基づき実施機関が〇〇高校に対して行った本件申込書の「責任者現住所」等の記載方法に関する説明についても、これを口頭により実施しており、その際に記録等は作成していないとのことである。

さらに、審査会が実施機関に対して改めて本件請求文書1から8の探索を依頼したところ、実施機関において当該各請求文書を保有していないことが確認できた。

以上のことを踏まえると、本件請求文書1から8について存在しないとする実施機関の説明に不自然・不合理な点は認められず、他にその存在を認めるに足りる事情も見当たらないことから、実施機関が本件請求文書1から8について、不存在を理由として非開示とした決定は、妥当である。

なお、異議申立人は、その他種々主張しているが、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

秋山 収、浅田 登美子、神橋 一彦、隅田 憲平

別表

本件 開示請求	本件請求文書		諮問番号
1	1	〇〇高校平成26年9月〇日付2学年会議録の「4」宿泊訓練に「都教委より訓練の初めに基本訓練を入れるように」とある。この基本訓練（教練ということもあり）（注 行進、整列、敬礼）を入れるよう都教委から〇〇高校に言ってきた（指示してきた）文書（電子メールを含む。）。口頭の場合は記録したもの	941号
		同上	942号
2	2	〇〇高校平成26年9月〇日付2学年会議録の「4」宿泊訓練に「校長からの話：明日（9月〇日）朝2組に集合させる。半数以上の生徒が行きたくないと言っている状況で」とある。この「9月〇日、朝、2組で」〇〇校長や〇〇主幹教諭が話をした原稿と自衛隊訓練に関する資料（11頁建てでクラス・氏名の書く欄のある実施要項を除く。）を生徒に配布したら、その配布物	942号
3	3	自衛隊連携宿泊防災訓練の功績により文部科学省や東京都教育委員会の表彰を受けた教職員の推薦書	
4	4	都立〇〇高等学校〇〇氏が平成26年度文部科学大臣優秀教職員表彰式について文部科学省から受領した文書（報道発表資料と同内容の文書は対象外とする。）	948号
5	5	都立〇〇高校の2014年11月〇日～〇日（〇日の前泊を含む）の自衛隊武山駐屯地における宿泊防災訓練に係る以下の文書。2014年9月〇日の2学年会議録に「都教委より訓練の初めに基本訓練を入れるように」とある。この指示を受ける前の「基本訓練」のっていない段階の〇〇高校・〇〇校長作成の上記訓練の内容の載った文書（計画書など）	949号

6	6	都立〇〇高校の2014年11月〇日～〇日（〇日の前泊を含む）の自衛隊武山駐屯地における宿泊防災訓練に係る以下の文書。陸上自衛隊隊内生活体験申込書は、申込者の自宅住所を書くことになっているが、〇〇校長、〇〇課長は自宅住所でなく、役所の所在地を記入するという特例扱いにより、自分たちだけ自衛隊側に自宅住所をつかまれないという特権を受けている。この特権を受けるため自衛隊とやり取りした文書	949号
		同上	950号
7	7	2013年度の〇〇課長の陸上自衛隊隊内生活体験申込書も自宅でなく都庁（の住所）を記入しているが、この特権扱いを受けるため自衛隊とやり取りした文書	950号
8	8	2013年度、〇〇高校〇〇校長が〇〇市の自宅住所で陸上自衛隊隊内生活体験申込書を出したが、都教委が、今後は自宅住所を書かないよう指南した文書	